

1. いじめ防止に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめ防止の基本方針

学習指導、道徳教育、人権教育、生徒指導、学級活動等の充実を図り、また、各教科等のあらゆる教育活動を通していじめは決して許されるものではないことを教育し、いじめ防止に努める。

2. いじめ防止対策の組織

(1) 「いじめ対策委員会」の設置

① 構成メンバー

○ 管理職 ○ 主幹教諭（教務主任） ○ 生徒指導主任 に加えて事態に関係の深い教職員が随時参加する。

○ 必要に応じて関係機関

② いじめ対策委員会の開催

○ 年度始めと年度終わり

○ 問題発生時

○ 学期に1回（いじめアンケート結果の考察） ○ その他必要に応じて

3. いじめの未然防止の取組

(1) 学習指導の充実

① 学習のルールを指導し、学びに向かう集団作りに努める。

② 「自尊感情を高める授業」、「コミュニケーション能力を育む授業」、「個に応じた授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

③ 人の意見や考え方を尊重する指導を日頃から実践する。

④ カウンセリングマインドを用いた授業に努める。

(2) 道徳教育の充実

① 道徳科の時間を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

② 教育活動全体を通して、人権感覚を養い、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

(3) 特別活動の充実

① たてわり活動等の充実を図り望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。

② 体験的な学習活動を計画的に行うことによって、集団の中で人間関係を豊かにできるようにする。

③ 児童会活動や学級活動等を通じて、互いに尊重し、いじめを許さない学校・学級づくりを行う。

(4) その他

① 児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な機会を捉えて指導する。

② 教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように不適切な言動に注意する。

③ いじめに対する教職員の意識を高め、指導力を向上させる。

④ いじめに関する全教職員対象の校内研修を実施する。

⑤ いじめに関する調査を適宜行い、いじめの実態把握に努める。

⑥ 障害のある児童や性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、特に配慮が必要な児童への適切な支援を行うとともに、必要な指導を組織的に行う。

4. いじめの把握と早期発見の取り組み

- (1) けんかやふざけ合いであっても調査し、被害児童に着目していじめに該当するか否か判断する。
- (2) 定期的な教育相談や、教職員から積極的に声をかけて気軽に相談できるような場面づくりを心がけ、児童一人一人と話し合う機会を多くもつ。また、個人面接や集団面接等、面接方法も工夫する。さらに、いじめに係る相談等に応じる時間も確保する。
- (3) いじめのサインを早期に発見する。いじめを早期に発見するために、全教職員が、日常的に注意深く観察し、情報の収集に努める。
 - ① 日常の観察
 - ② 交友関係の変化
 - ③ 体調の変化や表情の変化
 - ④ 服装の乱れや言葉遣いの変化
 - ⑤ 欠席状況、遅刻・早退の状況
 - ⑥ 持ち物の紛失や持ち物の変化
 - ⑦ Q-Uアンケートの実施と分析
 - ⑧ 定期的なアンケート調査の実施
 - ⑨ 本人・保護者等からの訴えから
 - ⑩ 保健室への訪問回数等
 - ⑪ 教育相談
 - ⑫ 家庭訪問や個人懇談での情報交換
 - ⑬ 職員会議での情報交換
 - ⑭ スクールカウンセラーによる助言の活用
- (4) いじめの可能性を確認したら、いじめ対策委員会へ報告し共有する。

5. いじめへの対処

(1) いじめていた児童・保護者への対応

- ① 5W1Hに基づき、正確に事実を把握する。聞き取る際には、児童の人権やプライバシーに配慮するとともに、思い込みや憶測が入らないように慎重に行う。
- ② 家庭訪問等により、児童と保護者に直接対応する。その際、状況により担任だけでなく学年主任が同席するなど、複数の教師で対応する。
- ③ 児童に確認した事実に基づき、行った行為及びその行為を受けた児童の心情を伝え、行為の重大性に気づかせ、反省を促すとともに、謝罪の方法等について共に考えながら指導する。
- ④ 保護者に、いじめの解決を通して児童のよりよい成長を促したいという教職員の願いを伝え、協力を求める。
- ⑤ 保護者が孤立感を感じないように配慮し、保護者と共に解決に向けての取り組みを考えながら、家庭での子どもへの接し方等について助言する。
- ⑥ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
- ⑦ スクールカウンセラーによる教育相談を活用する。

(2) いじめられていた児童・保護者への対応

- ① 管理職や関係教職員でこれまでの経過を共通理解して対応を考える。
- ② 保護者の了解を得た上で、事実確認を行う。
- ③ 時間をかけて共感的にじっくりと聞きながら、可能な限り詳細に事実確認をする。
- ④ 保護者の思いをしっかりと聞き、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪をする。
- ⑤ 児童と保護者に、学校で安心して生活できるよう努めることを伝えるとともに、具体的な対応については、今後、継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。
- ⑥ 管理職や関係教職員で、これまでに得た情報をもとに協議し、課題を明確にするとともに、今後の指導方針及び指導内容、役割分担について決定する。
- ⑦ 収集した情報は速やかに生徒指導担当者や管理職に伝える。
- ⑧ いじめられていた児童に対しては、心のケアに努めるとともに、安心して学校生活等が送れるよう守っていくことを伝える。

(3) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であることを確認する。
- ② いじめられた者のつらさを理解させるとともに、はやし立てたり傍観したりする行為がいじめを助長させることを理解させ、いじめを許さない態度の育成を図る。
- ③ いじめの事実を伝えて指導する場合は、必ず本人と保護者の了解を得て行う。

(4) ネットいじめの対応

- ① ネットいじめを発見した場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ② 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ③ 学年に応じた情報モラル教育を計画し、実施していく。

(5) 重大事態の定義とその対応

・「重大事態」とは

- いじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - いじめにより、児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- のことをいう。

- ① 児童や保護者からいじめにより重大事態が生じたと申し立てがあったとき、いじめ対策委員会が十分に調査を行う。
- ② いじめ防止対策推進法第28条により、市教育委員会に報告するとともに、直ちに警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- ③ 当該いじめの対処については、市教育委員会と連携し、外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会が中心となり、学校組織をあげて行う。
- ④ 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、市教育委員会と連携しながら、学校組織をあげて行う。
- ⑤ 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- ⑥ いじめ対策委員会で再発防止案をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。

(6) いじめの解消の判断

いじめが「解消」したと判断するためには、いじめに係る行為がやんでいること（少なくとも3か月を目安とする）、被害児童が心身の苦痛を感じていないことの2要件を満たさなければならない。

6. その他の留意点

(1) 校内研修の充実

文部科学省「いじめに関する校内研修ツール」等を活用し、教職員のいじめに関する理解と対応能力の向上を図る。

(2) 学校評価の活用

自己評価や学校関係者評価を活用し、未然防止・早期発見・早期対応の取り組みや、いじめの実態把握・措置が適切に行われているかを評価し改善を図る。

(3) 警察との連携

- ① 学校警察連携協議会において、いじめ問題に関する学校と警察の具体的な連携について協議し、情報共有等を平素から行う。
- ② 警察署に配置されているスクールサポーターとの連携を強化し、相談窓口として活用する。

(4) 保護者・地域との連携

- ① 学校のホームページ等を通して、保護者・地域に対して学校のいじめ防止対策等について発信する。

- ② 保護者には規範意識を養う指導に努めてもらい、ネットいじめに発展しないよう携帯電話やネット使用についての危険性をしっかり理解させたうえで、家庭で適切に運用させるようお願いする。

7. いじめ防止指導計画

< 1 学期 >

- ・ 全職員での「学校いじめ防止基本方針」の確認
- ・ 校内いじめ防止対策委員会の実施
- ・ いじめに関するアンケートの実施と分析それに応じた対応
- ・ ハイパーQ U検査の実施とそれを生かした指導
- ・ P T A総会での啓発
- ・ 保護者との情報交換（家庭訪問または個別懇談）

< 2 学期 >

- ・ 校内いじめ防止対策委員会の実施
- ・ いじめに関するアンケートの実施と分析それに応じた対応
- ・ ハイパーQ U検査の実施とそれを生かした指導

< 3 学期 >

- ・ 校内いじめ対策委員会の実施
- ・ いじめに関するアンケートの実施と分析それに応じた対応
- ・ P T A総会，学年部会での啓発
- ・ 次年度に向けた「学校いじめ防止基本方針」の評価，改善検討
- ・ 学校評価委員会での協議
- ・ 学校関係者評価委員会への諮問と審議
- ・ いじめに関する情報の次年度への引継ぎ（中学校への引継ぎ）

< 通 年 >

- ・ 道徳及び各教科での学習を通じた指導の充実
- ・ 生徒指導に係る職員内の情報交換
- ・ 学校行事を通じた人間関係づくり
- ・ 児童会による縦割り活動を通じた人間関係づくり
- ・ いじめや教育相談等の校内研修の実施
- ・ 校内S Cによる教育相談の実施